

定 款

ニ チ ハ 株 式 会 社

## 定 款

### 第 1 章 総 则

#### (商 号)

第1条 当会社はニチハ株式会社と称し、英文では NICHIA CORPORATION と表示する。

#### (目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 木質纖維強化セメント板ならびにその他窯業製品の製造および販売
- (2) 纖維板ならびに合成樹脂の製造および販売
- (3) 前各号に掲げる製品の製造機械装置の設計、製作、据付け、技術指導および販売
- (4) 土木、建築材料ならびに木工製品、家具、住宅機器の製造および販売
- (5) 土木、建築物ならびに造園の設計、施工および請負
- (6) 不動産の売買、貸借、仲介および管理
- (7) 木材チップ、パルプ、パルプ成型マットならびにその加工品の製造および販売
- (8) 肥料の製造および販売
- (9) 産業廃棄物の再生処理
- (10) 損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
- (11) 前各号に付帯する一切の事業

#### (本店の所在地)

第3条 当会社は本店を名古屋市に置く。

#### (機 関)

第4条 当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

#### (公 告 方 法)

第5条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

### 第 2 章 株 式

#### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は8千万株とする。

#### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株式に関する取扱いについては取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(単元未満株式の買増し請求)

第11条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第12条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の買増し請求をする権利

### 第 3 章 株 主 総 会

(基 準 日)

第13条 当会社は毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第14条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決 議 要 件)

第16条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は13名以内とする。

(選 任)

第20条 取締役は株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については累積投票によらない。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(社外取締役の責任限定)

第27条 当会社は社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結することができる。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第28条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選 任)

第29条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤監査役および常任監査役)

第31条 監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定する。また、監査役会は監査役の中から別に常任監査役を選定することができる。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(社外監査役の責任限定)

第34条 当会社は社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結することができる。

## 第 6 章 計 算

(事 業 年 度)

第35条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩余金の配当)

第36条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

改定	01.	06.	29
	04.	06.	26
	06.	06.	29
	08.	06.	27
	08.	08.	01
	10.	06.	26
	14.	06.	27
	15.	06.	27
	16.	06.	29
	17.	06.	28
	18.	06.	28
	21.	06.	25
	26.	06.	25
	2022.	06.	24